

ちがさき保育士就職奨励金

～茅ヶ崎市保育士就職奨励金等の概要～

対象となる保育士さんは？

交付対象要件	交付額
<p>(1) 新たに市内認可保育所等※¹で勤務開始した保育士</p> <ul style="list-style-type: none">・勤務開始日が平成30年10月以降であること・1日6時間以上かつ月20日以上勤務であること・2年以上継続して勤務する見込みであること・市内の保育施設等※²で勤務(事務やパートでの勤務を含む)していた場合は、退職から1年以上経過していること・同一法人内での異動(保育士資格取得による職種変更や市外保育園から市内保育園への異動など)でないこと	1年目:10万円 2年目:10万円
<p>(2) 市外からの転入を伴う保育士</p> <ul style="list-style-type: none">・(1)の条件を満たすこと・勤務開始日の前後3ヶ月以内に茅ヶ崎市へ転入していること	5万円
<p>(3) 2年以上保育士として働いていない保育士</p> <ul style="list-style-type: none">・(1)の条件を満たすこと・保育施設等※²を退職後2年以上経過している又は保育士として勤務をしたことがないこと・保育士資格を取得してから2年以上経過していること	5万円

申請から交付までの手続きは？

- ① 申請書及び添付書類※³を市保育課へ提出
勤務開始日から3ヶ月以内に申請が必要です。
書類等の確認のため、原則、申請者ご本人による提出が必要です。
- ② 支給が決定されたら請求書を保育課へ提出
申請書に基づき、市が支給を決定し通知します。
その決定通知が届きましたら、同封の請求書をご提出ください。
- ③ ちがさき保育士就職奨励金の支給
請求書が到着してから30日以内に指定の口座へお振込みします。

※¹ 認可保育所等：保育所(公設公営除く)、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

※² 保育施設等：認可保育所等、茅ヶ崎市立保育園、幼稚園、認可外保育所、障がい児通所支援事業を実施する施設、放課後児童健全育成事業を実施する施設、児童養護施設

※³ 添付書類：保育士登録証の写し、雇用契約書等の写し、誓約書兼同意書、住民票の写し(転入の場合のみ)など